

婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における移住・定住対策及び少子化対策の強化を目的としています。

新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助します。

(用語の説明)

- ・新婚世帯とは 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・住居費とは 結婚を機に新たに住宅を取得する費用、住宅のリフォーム費用又は賃借する際に要する費用で、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該手当分を除く
- ・引越費用とは 引越業者又は運送業社へ支払う費用を対象

(補助対象世帯)

補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とします。

- (1) 夫婦共に婚姻日現在39歳以下かつ、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満
ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満
- (2) 対象となる住宅が増毛町内にあり、夫婦の双方又は一方が令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に対象となる住居に転居(転入)届を提出し、受理されていること
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (4) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと
- (5) 町税等の滞納がないこと

(補助金の額)

1世帯当たり20万円上限

(補助金の交付申請)

増毛町結婚新生活支援事業補助金交付申請書のほかに下記の書類を添えて、提出してください。

- (1) 所得証明書
- (2) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- (3) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (4) 住宅の賃貸借契約書又は領収書の写し
- (5) 引越費用に係る領収書
- (6) 住宅手当支給証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

増毛町結婚新生活支援事業補助金交付請求書を提出してください。

(交付決定の取消し)

次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。